

・極めて稀な商品に使用した類似群コード

- 0 7 A 0 8 ( 第19類 岸壁に取り付け埠頭及び船舶の破損を防止するゴム製緩衝材 )
- 1 9 B 4 1 ( 第11類 トイレ用ベンチレーター ( 電気式のものを除く。 ) )
- 1 9 B 5 2 ( 第16類 靴下の型崩れ防止用台紙 )
- 2 0 C 0 3 ( 第20類 照明がくぶち )
- 3 2 X 9 9 ( 第30類 食用金箔 )

・仮類似群コード

実務上、暫定的に設けた仮のコードであり、同一のコードが付されたものの相互の関係は必ずしも類似と推定されるものではなく、各商品又は役務の類似関係は、個別・具体的な判断を要するものです。

なお、( 1 ) に掲載された商品又は役務の表示は、各コードの名称として表したものであって、これをもって指定商品又は指定役務として使用することはできません。

( 1 ) その他のコード

- 0 9 A 5 9 その他 ( 農業用機械器具 )
- 0 9 A 9 9 その他 ( その他の産業用機械器具 )
- 0 9 E 1 9 その他 ( 暖冷房装置および冷凍機械器具 )
- 0 9 E 9 9 その他 ( 商業またはサービス業用機械器具 )
- 0 9 G 4 9 その他 ( 保安用機械器具 )
- 0 9 G 9 9 その他 ( その他の機械器具 )
- 1 9 B 9 9 その他 ( その他の日用品 )
- 2 0 C 5 0 その他 ( 屋内装置品 )
- 2 0 D 5 0 その他 ( 屋外装置品 )
- 3 5 K 9 9 その他 ( 小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 )
- 3 5 Z 9 9 その他 ( 広告、事業の管理又は運営及び事務処理 )
- 3 6 Z 9 9 その他 ( 金融、保険及び不動産の取引 )
- 3 7 D 9 9 その他の機械器具の修理又は保守
- 3 7 F 9 9 その他の修理又は保守
- 3 7 G 9 9 その他の清掃又は洗浄
- 3 7 H 9 9 その他の消毒
- 3 7 J 9 9 その他の貸与 ( 第 3 7 類に属するもの )
- 3 7 Z 9 9 その他 ( 建設、設置工事及び修理 )
- 3 8 Z 9 9 その他 ( 電気通信 )
- 3 9 Z 9 9 その他 ( 輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配 )
- 4 0 H 9 9 その他の加工
- 4 0 Z 9 9 その他 ( 物品の加工その他の処理 )
- 4 1 M 9 9 その他の貸与 ( 第 4 1 類に属するもの )
- 4 1 Z 9 9 その他 ( 教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動 )

- 4 2 G 9 9 その他の情報の提供（他の類似群に属するものを除く。）
- 4 2 X 9 0 その他の貸与（第 4 2 類に属するもの）
- 4 2 Z 9 9 その他（飲食物の提供、宿泊施設の提供、医療、衛生及び美容、動物の治療、農業に係る役務、法律事務、調査研究、電子計算機のプログラムの作成その他の他の類に属しない役務）

（09A59～20D50の括弧書きは昭和35年4月施行の類似商品審査基準における商品概念表示である。）

#### （ 2 ）いわゆる健康食品の類似群コード

いわゆる健康食品として採用した第 2 9 類「クロレラを主原料とする粒状の加工食品（32F01 32F02 32F03 32F04）」、第 3 0 類「食用プロポリス（32F01 32F02 32F03 32F04）」（医療用のものは含まれません。）は、互いに類似する商品として取り扱いますが、例えば、第 2 9 類の「加工野菜及び加工果実」のように「 3 2 F 0 4 」等のコードのみが付されている商品とは類似しないものとします。

なお、これら32F01 32F02 32F03 32F04のコードを単独のコードに切り換えるための準備の一貫として、第 9 版より32F15のコードも付与することにしました。

旧商品分類（昭和 3 4 年商標法における商品分類）により商品を指定した商標権との関係における審査の運用は、旧第 3 2 類の「加工食料品」が含まれるもの又は指定商品中に具体的にいわゆる健康食品であることが表示されているものについて、いわゆる健康食品が指定商品中に含まれているものとします。